

訴 状

平成25年7月26日

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価格 金19,493,500円

貼用印紙額 金 80,000円

原告訴訟代理人

| | |
|-----|---------|
| 弁護士 | 大 森 典 子 |
| 同 | 小野寺 利 孝 |
| 同 | 渡 邊 春 己 |
| 同 | 川 上 詩 朗 |
| 同 | 阿 部 豊 |
| 同 | 南 典 男 |
| 同 | 穂 積 剛 |

東京地方裁判所 御中

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、金1200万円およびこれに対する2013年（平成25年）5月28日以降完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 被告は原告に対し、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞の各全国版の朝刊の社会面下段広告欄に2段抜きで幅7センチ以上の紙面に、別紙1記載の謝罪広告を、各1回掲載せよ。
 - 3 被告は、社団法人外国特派員協会に対し、別紙2記載の「事実訂正および謝罪伝達のお願ひ」を送付せよ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告

原告は1946年山口県に生まれ、1970年東京大学文学部国史学科を卒業し、1972年3月同大学大学院人文科学研究科修士課程を修了した後、1973年5月から同大学文学部助手として勤務した。その後1976年4月から中央大学商学部専任講師として、また1977年4月からは同助教授として勤務し、1988年4月からは同教授として勤務して今日に至るものである。

原告はこの間、日本軍「慰安婦」問題、および日本軍の毒ガス戦や遺棄毒ガス問題、日本民衆の戦争体験、占領下日本における民衆意識などを研究テーマとして歴史研究を重ね、別紙「著作および論文目録」記載の業績がある（甲第1号証）。

特に日本軍「慰安婦」問題に関しては、1992年1月11日、防衛庁（当時）防衛研究所図書館において、「慰安婦」の募集、慰安所の設置・管理等に日本軍が深く関与していた資料を、原告が初めて発見して発表したことで、「慰安婦」問題に関する日本政府の責任が明らかになり、このことが今日にいたる日本軍「慰安婦」問題の浮上のきっかけとなった。

原告はその後も日本軍「慰安婦」問題に関する研究を続け、この問題については国内外を通じて最も優れた研究者としての評価を得ている。

そして原告が1995年に岩波書店から出版した岩波新書『従軍慰安婦』は日本軍「慰安婦」問題に関する原告の研究成果を凝縮して表したもので、一般向けに読みやすい体裁になってはいるが、日本軍「慰安婦」問題に関する基本的な歴史的事実を網羅したものとして、不動の評価を得ている著作である（第2号証）。この著作は2000年にアメリカの歴史学者であるスザンヌ・オブライエン博士（ボストン大学助教授）によって翻訳され、コロンビア大学出版部から『*Comfort Women: Sexual Slavery in the Japanese Military During World War II*』として出版され世界中で読まれている（甲第3号証）。

2 被告

被告は1965年愛媛県に生まれ、1988年東京大学法学部第1類を卒業後、財務省に入省した。2002年財務省を退職し、同年から新潟大学経済学部・大学院経済学研究科の准教授として勤務したのち、2010年7月、参議院議員通常選挙に「みんなの党」から出馬して当選、2012年12月には「日本維新の会」から衆議院議員選挙に出馬して当選した。現在「日本維新の会」所属の衆議院議員である。

第2 被告の原告に対する名誉棄損行為

被告は、2013年5月27日、社団法人日本外国特派員協会で、橋下徹大阪市長で日本維新の会の共同代表が、日本軍「慰安婦」問題に関する同氏の同年5月13日の発言に関し、記者会見を行った際にその場に同席し、司会者の発言と橋下市長の冒頭発言のあと次のような発言を行った（甲第4号証の1、2）。

「1点だけ先ほどの、最初の司会者の紹介の点について少しコメントいたします。橋下市長を紹介するコメントのなかで、彼は「sex slavery」という言葉が使われました。これは日本政府としては強制性がないということ、その証拠がないということをおっしゃるので、そのような言葉を紹介の際に使われるのはややアンフェアでないかと考えております。

それからヒストリーブックスということで吉見さんという方の本を引用されておりましたけれども、これは既にねつ造であるということが、いろんな証拠によってあきらかとされております。この点も付け加えてコメントしておきます。」

上記の発言の中で、被告が原告の本として指摘しているのは、この記者会見の冒頭に司会者が、「『慰安婦』についてのヨシミヨシアキの本のように戦争について公正に扱った多数の日本歴史の書物があります。」として原告の「慰安婦」に関する書物を紹介したことについてのべたものである。司会者は、上記のような紹介の仕方をしたが、英文に訳されている原告の「慰安婦」に関する書物は、前項で指摘した原告の岩波新書『従軍慰安婦』の翻訳された書物のみであるので、司会者が紹介した「原告の『慰安婦』に関する書物」とは前項に指摘した原告の岩波新書の英訳本を指すことは明らかである。

そして、この被告の発言の全体を読めば、被告がわざわざ2番目のコメントとして、原告の当該書物が「ねつ造であることが明らかになって

いる」と指摘したものであることも明らかである。

第3 本件名誉棄損行為に至る経緯

1 橋下大阪市長は、同年5月13日朝、記者団に対して「あれだけ銃弾の雨嵐の如くとびかうなかで命かけてそこを走っていくときに、そりゃ精神的に高ぶっている集団、やっぱりどこかで休息じゃないけども、そういうことをさせてあげたいと思ったら、慰安婦制度ってのは必要だということは誰だってわかるわけです。」と発言し、さらに同日の退庁時には「僕は沖縄の海兵隊、普天間に行ったときに司令官の方に、もっと風俗業活用してほしいって言ったんですよ。」と発言し、世間を驚かせた。

世界の主要なメディアはただちにこの発言を報じ、国内外の個人や団体が次々この発言に抗議する声明を出したり、同氏に対し、大阪市長と政党代表の地位を辞任するようもとめるなどの騒ぎとなった。そこで、橋下氏は特に海外での報道について、先の発言の真意を説明し、弁明したいとして、上述の記者会見を開くこととなった。

この記者会見には外国の特派員のみならず日本のメディアも多数詰め掛けた。この記者会見の冒頭に司会者が、この記者会見が開かれることになった経緯を説明し、日本軍「慰安婦」問題の参考文献として原告の上記書物を紹介した。そのあと橋下氏が用意した「私の認識と見解」と題する書面を読み上げ、記者からの質疑に入るところで、同席していた被告が上記のように発言した。

したがって、被告のこの発言は映像を含めて直ちに世界中を駆け巡り、さらにその後も You Tube で繰り返し世界中に発信し続けられてきた。本訴状を提出する現時点でもこの映像は削除されることなく発信し続けられている。

第4 原告の名誉、信用の棄損および人格権の侵害

1 原告は、この被告の発言によって、長年、日本軍「慰安婦」問題では最も信頼性の高い概説書として定評を得てきた上記書物が「ねつ造であることが明らかにされている」と述べられたことで、歴史学者の中でもこの問題研究の第一人者として得てきた名誉と信用を著しく棄損された。

特に「ねつ造」という言葉は、「事実でない事を事実のように拵えて言うこと」（広辞苑）、あるいは「事実でないことを事実のようにこしらえること。でっちあげること。」（大辞泉）と定義されており、真実でないことを承知の上で、意図的にあることが実際に存在したかのように表明するものとして、単に「記述に誤りがある」との表現とは質的に異なる表現である。著作物についてこの表現を加えられるということは、何かの目的のために著作物をとおして誤った認識を故意に読者に植え付けようとするもの、と評価されたことになるのであって、その表現行為そのものの意図が反社会的なものと評価されたことになる。特にもっとも事実に対して忠実であることを求められ、またそうした人格として社会的にも信頼を得ている研究者として、学問的著作が「ねつ造」とされるとされることは、原告の名誉および信用を根底から覆すのみならず、研究者としての存在そのものを否定するに等しい行為として耐えがたい苦痛を原告に与えるものである。

しかもこの発言の映像が1回きりのものでなく、繰り返し世界中で何億という人々に見られているという苦痛は、現在のようなネット社会になる前の一回きりの発言あるいは印刷物の公表とは質的に異なる苦痛であり、それが繰り返し原告に対して加えられているということである。そしてこの映像は現在も繰り返し流されており、原告の苦痛はこの瞬間も新たに発生しているのである。

2 民法709条、同723条でいう「名誉」とは、人がその人格的価値について社会から受ける客観的な評価、あるいは外部的名誉と解されている。上記のように本件発言はまさに原告の研究者としての客観

的評価を傷つけるものとして、上記条項により名誉毀損とされる行為であることはいうまでもない。

さらに本件発言はそれにとどまらず、原告の社会的、客観的評価の内部にある原告の名誉感情、いいかえればそれまで原告が積み重ねてきた研究者としての業績や評価に対する、原告が自分自身に対して有する誇りをも著しく傷つけるものである。

3 このような原告の研究者としての客観的な名誉、信用の棄損のみならず、原告の名誉感情ないし人格権そのものの継続的な棄損によって、原告が被った精神的苦痛も計り知れないものがある。

これら原告の外部的名誉・信用の毀損および原告の名誉感情ないし人格権侵害の苦痛を総合的に金銭に換算するならば金1000万円は下らない。

第5 本訴提起に至る経緯

原告は、この発言がなされたことを知って直ちに被告に対し、同年6月13日付内容証明郵便で、この発言の撤回と謝罪を要求し、この内容証明は同月14日に被告に到達した（甲第4号証の1，2）。これに対して被告は、同月20日付文書で、下記のように述べて、発言の撤回も謝罪もしない、と回答してきた。すなわち被告が上記の発言のなかで「それからヒストリーブックスということで吉見さんという方の本を引用されておりましたけれども、これは、既にねつ造であるということが、いろんな証拠によって明らかとされています。」との発言のなかの「これは」はそのセンテンスのまえの「sex slavery」という概念または文言を指したもので、原告の書物をさしたものではない、と反論して、原告に対する名誉棄損の事実を否認した（甲第6号証）。

しかしながら、第2項で被告の前後の発言を引用したが、この発言のなかの後段の「これは」はわざわざ原告の書物についての司会者の発言についてのコメントのなかで述べているもので、この「これは」が原告

の書物を指すものでない、との弁解は到底理解できるものではない。

そこで原告は、原告の名誉や信用、人格権の侵害を回復するために本訴の提起を余儀なくされたものである。

第6 原告の名誉回復の措置と本件請求内容

1 よって原告は、被告による本件名誉棄損による精神的苦痛に対する損害賠償として、被告に対し、金1000万円を請求し、かつ本件訴訟を提起するには弁護士に委任せざるをえず、その弁護士費用として、金200万円を要したので、合計1200万円の支払いと、本件不法行為の日の翌日である2013年5月28日から完済にいたるまで民法所定の年5分の割合による損害金の支払いを求めるものである。

2 さらに本件発言は外国特派員協会の会見の場で、内外の多数の記者のいる前でなされたものであるから、当然この発言は国内でも大きく取り上げられた。

よって請求の趣旨第2項記載のとおり、国内の主要な新聞各紙の紙面において、発言の訂正と謝罪を請求するものである。

3 さらにこの発言が外国特派員協会でおこなわれ、海外の多数の特派員が直ちにこの発言を多数の外国メディアに発信したために、海外に広く伝播し、原告の名誉および信用は国際的にも深く傷つけられた。この海外において傷つけられた原告の名誉・信用の回復措置として、原告は被告に対し、請求の趣旨第3項のとおり、外国特派員協会あてに、本件発言が誤りであった旨の訂正と謝罪を、当日会見に参加していた外国特派員に対し、伝達するよう求める別紙2記載の文書の送付を求めるものである。

以上のとおり原告は被告に対し、民法709条、同723条に基づき請求の趣旨記載の請求を行うものである。 以上

証 拠 方 法

別紙証拠説明書のとおり

添 付 書 類

- | | | |
|---|----------------------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 報告書〈謝罪広告の料金に関する調査報告〉 | 1 通 |
| 3 | 甲号証写し | 各 2 通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1 通 |

(別紙 1)

謝 罪 文

私は、2013年5月27日に外国特派員協会で行われた、日本維新の会共同代表・大阪市長橋下徹氏の記者会見の場で、あなたの著作である岩波新書『従軍慰安婦』（英文翻訳書『*Comfort Women : Sex Slavery in the Japanese Military During world War II*』, Columbia University Press, 2000) について、「これはすでに捏造であるということが、いろんな証拠によって明らかとされております。」と発言し、あなたの学者としての名誉・信用並びに人格を深く傷つけました。

この発言は、全く誤りであり、ここにこの発言を撤回するとともに、あなたに対して心からおわび申し上げます。

2013年 月 日

日本維新の会衆議院議員

桜 内 文 城

中央大学商学部教授

吉 見 義 明 殿

「

(別紙 2)

事実訂正及び謝罪のお願い

私は、2013年5月27日に外国特派員協会で行われた、日本維新の会共同代表・大阪市長橋下徹氏の記者会見に立ち会い、司会者が中央大学教授吉見義明氏の著書、岩波新書『従軍慰安婦』 英文翻訳書『*Comfort Women : Sexual Slavery in the Japanese Military During world War II*』 Columbia University Press, 2000 を紹介されたことに関し、同著書は「捏造であるということがいろんな証拠によって明らかとされております。」と発言し、吉見教授の名誉を深く傷つけました。

私は別途吉見教授に対し、上記の発言を撤回し謝罪いたしましたが、貴協会として、協会会員の通信社等および上記会見に参加された通信社等に対し、私が上記発言を撤回し、吉見教授に対して謝罪したことをお伝えいただきたく、本書面をお送りするものです。

2013年 月 日

日本維新の会所属衆議院議員

桜 内 文 城

社団法人 日本外国特派員協会 御中